

2016年10月から短時間労働者の社会保険への加入条件が緩和されます。

勤務先の社会保険に加入した場合は、被扶養者の取消し手続きが必要です！

これまで、パートやアルバイトなどいわゆる「短時間労働者」は、週30時間以上勤務していないと勤務先の健康保険などの社会保険に加入することができませんでしたが、2016年10月から、この基準が見直され、より多くの方が勤務先の社会保険に加入できるように加入条件が緩和されます。

これにより、組合員の被扶養者として認定されている人が、新しく勤務先の社会保険に加入する場合は、共済組合の被扶養者資格を失うこととなりますので、資格の取り消し手続きをしていただく必要があります。

被扶養者申告書(様式第19号)に新たに加入した社会保険の保険証の写しを添えて、所属所の共済事務担当課へ提出してください(任意継続組合員の方は、直接共済組合に提出してください)。

※ 被扶養者申告書(様式第19号)は、所属所の共済事務担当課に備えてあります。任意継続組合員の方は、共済組合(保険課 TEL082-545-8777)に連絡いただければ、ご自宅に送付します。

また、ホームページの「各種申請書」の「組合員資格に関する書式」からダウンロードすることができます。